FP	２級	個人

2023年 ５月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級　個　人

資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 90分			

★　注　意　★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（46歳）は、妻Bさん（45歳）、長男Cさん（11歳）および長女Dさん（９歳）との４人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を再検討したいと考えており、その前提として、公的年金制度から支給される遺族給付や障害給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1977年１月12日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（2023年４月までの期間）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳　22歳　46歳

国民年金	厚生年金保険	
保険料納付済期間（27月）	被保険者期間（48月）	被保険者期間（241月）
	（2003年３月以前の平均標準報酬月額25万円）	（2003年４月以後の平均標準報酬額38万円）

(2) 妻Bさん（1977年11月22日生まれ・パート従業員）

- 公的年金加入歴：20歳から22歳までの大学生であった期間（29月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの10年間（120月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2011年６月6日生まれ）

(4) 長女Dさん（2013年６月21日生まれ）

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の遺族給付および遺族年金生活者支援給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I.「Aさんが現時点（2023年５月28日）において死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級（　①　）に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。子のある配偶者の遺族基礎年金の年金額（2022年度価額）は、『777,800円＋子の加算額』の算式により算出され、子の加算額は、第１子・第２子までは１人につき□□□円、第３子以降は１人につき□□□円となります。仮に、Aさんが現時点（2023年５月28日）で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は、（　②　）円（2022年度価額）となります。また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができます。その年額は（　③　）円（2022年度価額）となります」

II.「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の年金額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（　④　）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月とみなして年金額が計算されます」

〈語句群〉

イ．１級、２級または３級　ロ．１級または２級　ハ．３級　ニ．48,240
ホ．60,240　ヘ．72,240　ト．927,000　チ．1,076,200　リ．1,225,400
ヌ．３分の２　ル．４分の３　ヲ．５分の４

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 Mさんは、Aさんが現時点（2023年５月28日）で死亡した場合に妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額（2022年度価額）を試算した。妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を求める下記の＜計算式＞の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞に基づくこととし、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜計算式＞

遺族厚生年金の年金額

$$\left(\left(\quad ① \quad\right) \times \frac{7.125}{1{,}000} \times \square\square\square\text{月} + \square\square\square\text{円} \times \frac{5.481}{1{,}000} \times \square\square\square\text{月}\right) \times \frac{300\text{月}}{\left(\quad ② \quad\right)\text{月}} \times \square\square\square = \left(\quad ③ \quad\right)\text{円（円未満四捨五入）}$$

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の遺族給付や障害給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各記述において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

① 「仮に、Aさんが現時点（2023年５月28日）において死亡した後、長女Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、妻Bさんが65歳に達するまでの間、寡婦年金が支給されます」

② 「仮に、Aさんが障害を負い、その障害の程度が公的年金制度における障害等級１級と認定されて障害基礎年金を受給することになった場合、その障害基礎年金の年金額（2022年度価額）は、『777,800円×1.5＋子の加算額』の算式により算出されます」

③ 「仮に、Aさんが障害を負い、その障害の程度が公的年金制度における障害等級３級と認定されて障害厚生年金を受給することになった場合、その障害厚生年金の年金額に配偶者の加給年金額は加算されません」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（45歳）は、妻Bさん（43歳）および長女Cさん（18歳）との３人家族である。Aさんは、高校で資産形成の授業を受けた長女Cさんが株式投資に興味を持ち始めたことを知り、長女Cさんと一緒に株式投資の方法について理解したいと考えている。

そこで、Aさんは、長女Cさんと一緒に、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、同業種のX社株式およびY社株式（東京証券取引所上場銘柄）を例として、株式投資の方法等について説明を行うことにした。

＜X社およびY社の財務データ＞（単位：百万円）

	X社	Y社
資産の部合計	195,000	73,000
負債の部合計	60,000	30,000
純資産の部合計	135,000	43,000
売上高	130,000	108,000
営業利益	17,500	13,000
経常利益	16,500	14,000
当期純利益	12,000	11,000
配当金総額	3,000	3,200

※ 純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

＜X社株式およびY社株式の情報＞

X社：株価1,300円、発行済株式数１億株、１株当たり年間配当金30円

Y社：株価1,200円、発行済株式数8,000万株、１株当たり年間配当金40円

※ X社およびY社の決算期はともに2024年６月30日（金）であり、同日が次回の配当の権利確定日に該当する。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、株式取引のルール等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「国内株式市場における代表的な株価指標である日経平均株価は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場している銘柄のうち、代表的な225銘柄を対象とした修正平均型の株価指標です」

② 「上場株式の注文方法のうち、指値注文では、高い値段の買い注文が低い値段の買い注文に優先して売買が成立し、同じ値段の買い注文については、寄付や引けなどを除き、先に出された注文が後に出された注文に優先して売買が成立します」

③ 「X社株式の次回の配当を受け取るためには、普通取引の場合、権利確定日の２営業日前である2024年６月28日（水）までに買付けを行い、権利確定日に株主として株主名簿に記載される必要があります」

《問５》《設例》のデータに基づいて算出される次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

① X社株式のPER

② Y社株式のPBR

《問６》 Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「一般に、ROEの数値が高いほうが経営の効率性が高いと判断されます。ROEは、Y社のほうがX社よりも高くなっています」

② 「株主への利益還元の大きさに着目した指標として、配当性向があります。配当性向は、X社のほうがY社よりも高くなっています」

③ 「株式投資において、PERやPBR等が低い銘柄など、企業の業績や財務内容等からみて株価が割安と判断される銘柄に投資する手法は、一般に、グロース投資と呼ばれます」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（47歳）は、20年前から地元の商店街で妻Bさん（48歳）と小売店を営んでおり、２年前に父が亡くなってからは、母Cさん（73歳）と３人で暮らしている。なお、Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。また、下記の＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（47歳）　：個人事業主（青色申告者）
・妻Bさん（48歳）：Aさんが営む事業に専ら従事している。青色事業専従者として、2023年中に100万円の給与を受け取っている。
・母Cさん（73歳）：2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額：500万円（青色申告特別控除後）
(2) 不動産所得の金額：▲40万円
　※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子20万円を含む。
(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2014年10月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：560万円
正味払込保険料	：500万円

※ 妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問７》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（　①　）万円を控除することができます。（　①　）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（　②　）万円となります」

II.「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（　③　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ．3　ロ．5　ハ．7　ニ．10　ホ．38　へ．48　ト．55　チ．65

《問８》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地の取得に係る負債の利子20万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」

② 「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」

③ 「母Cさんは75歳未満であるため、老人扶養親族には該当せず、一般の控除対象扶養親族に該当します。母Cさんに係る扶養控除の控除額は、38万円です」

《問９》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	（　②　）円
（ｂ）所得控除の額の合計額		□□□円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		2,700,000円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		（　③　）円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主のAさん（50歳）は、２年前に父の相続により甲土地（600㎡）を取得している。甲土地は、父の代から月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Aさんが甲土地の活用方法について検討していたところ、ハウスメーカーのX社から「甲土地は、最寄駅から徒歩３分の好立地にあり、相応の需要が見込めるため、賃貸マンションの建築を検討してみませんか。Aさんが建築したマンションを弊社に一括賃貸（普通借家契約・マスターリース契約（特定賃貸借契約））していただければ、弊社が入居者の募集・建物管理等を行ったうえで、賃料を保証させていただきます」と提案を受けた。

Aさんは、自ら賃貸マンションを経営することも考慮したうえで、X社の提案について検討したいと考えている。

＜甲土地の概要＞

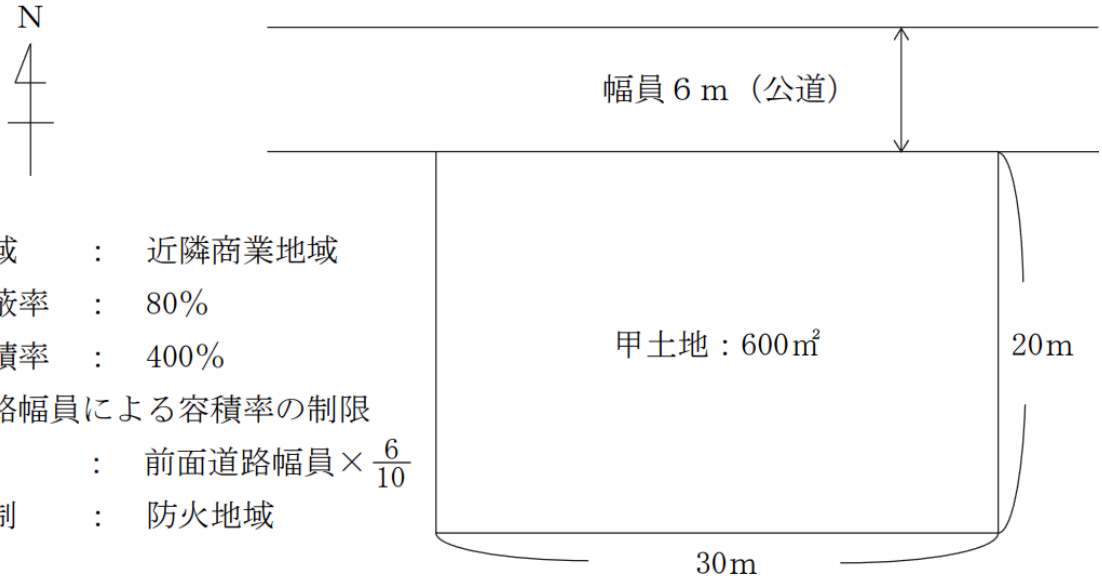

用途地域　：　近隣商業地域
指定建蔽率　：　80％
指定容積率　：　400％
前面道路幅員による容積率の制限
：　前面道路幅員×$\frac{6}{10}$
防火規制　：　防火地域

- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

《問11》 Aさんが、甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の留意点等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが、所有するマンションについて自ら建物の管理や入居者の募集、入居者との賃貸借契約を行う場合には、あらかじめ宅地建物取引業の免許を取得する必要がありますが、マスターリース契約（特定賃貸借契約）に基づき、X社に建物を一括賃貸する場合は、宅地建物取引業の免許は不要です」

② 「AさんがX社と普通借家契約としてマスターリース契約（特定賃貸借契約）を締結し、当該契約において賃料が保証される場合であっても、X社から経済事情の変動等を理由として契約期間中に賃料の減額請求を受ける可能性があります」

③ 「不動産の収益性を測る指標の１つであるNOI利回り（純利回り）は、不動産投資によって得られる賃料等の年間総収入額を総投資額で除して算出されます。この指標では、簡便に不動産の収益性を把握することができますが、不動産投資に伴う諸経費は考慮されていないため、あくまで目安として利用するようにしてください」

《問12》 Aさんが、甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築し、不動産取得税および登録免許税を支払った場合、不動産所得の金額の計算上、いずれも必要経費に算入することができます」

② 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。甲土地の貸家建付地としての価額は、当該マンションの賃貸割合が高いほど、高く評価されます」

③ 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地に係る固定資産税の課税標準を、住宅１戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格の６分の１の額とする特例の適用を受けることができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2024年４月26日（水）に病気により75歳で死亡した。Aさんは、自宅に自筆証書遺言を残しており、相続人等は自筆証書遺言の内容に従い、Aさんの財産を下記のとおり取得する予定である。なお、妻Bさんは、死亡保険金および死亡退職金を受け取っている。また、長女Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞

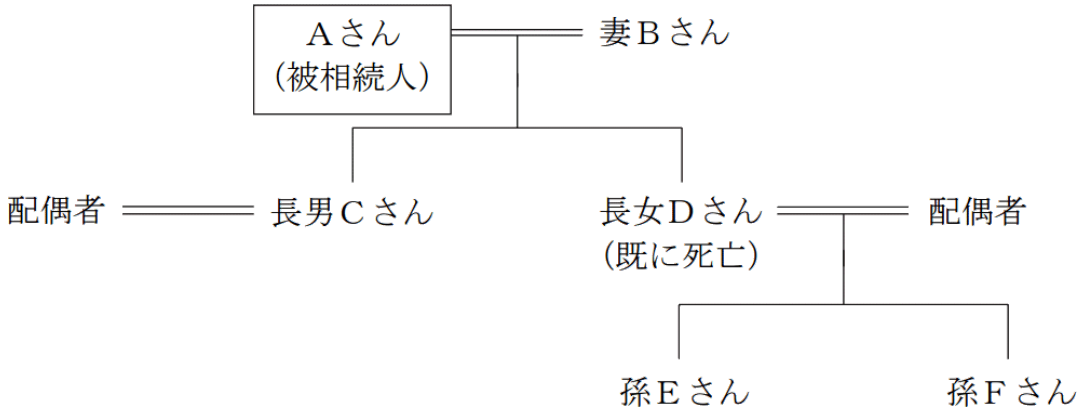

＜各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）＞

① 妻Bさん（76歳）
　現金および預貯金 … 2,500万円
　自宅（敷地300㎡） … 7,500万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）
　自宅（建物） … 1,500万円（固定資産税評価額）
　死亡保険金 … 1,500万円（受取額。契約者(=保険料負担者)・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）
　死亡退職金 … 3,000万円（受取額）

② 長男Cさん（51歳）
　現金および預貯金 … 5,000万円
　X社株式 … １億円（相続税評価額）

③ 孫Eさん（25歳）
　現金および預貯金 … 2,000万円

④ 孫Fさん（23歳）
　現金および預貯金 … 2,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんや長男Cさんが、Aさんの相続について単純承認する場合、原則として、相続の開始があったことを知った時から３カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません」

② 「Aさんの2024年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から４カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

③ 「妻Bさんが受け取った死亡退職金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。妻Bさんが受け取った死亡退職金3,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は1,500万円となります」

《問14》 Aさんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は２億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（b）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（a）－（b））		２億円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	（　②　）万円
（c）相続税の総額		（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と１億6,000万円のいずれか（　①　）金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

II.「孫Eさんおよび孫Fさんは、相続税額の２割加算の対象に（　②　）」

III.「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2025年（　③　）になります。申告書の提出先は、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ．多い　ロ．少ない　ハ．なります　ニ．なりません　ホ．２月26日（月）
へ．３月15日（金）　ト．４月26日（金）

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① ロ　② リ　③ ホ　④ ル
問2	① 250,000(円)　② 289(月)　③ 457,357(円)
問3	① ×　② ×　③ ○
第2問	
問4	① ×　② ○　③ ○
問5	① 10.83(倍)　② 2.23(倍)
問6	① ○　② ×　③ ×
第3問	
問7	① チ　② ニ　③ イ
問8	① ○　② ×　③ ×
問9	① 4,850,000(円)　② 480,000(円)　③ 172,500(円)
第4問	
問10	① 600(㎡)　② 2,160(㎡)
問11	① ×　② ○　③ ×
問12	① ○　② ×　③ ○
第5問	
問13	① ×　② ○　③ ×
問14	① 5,400(万円)　② 325(万円)　③ 3,750(万円)
問15	① イ　② ニ　③ ホ